

令和6年6月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第3064号 著作権侵害差止請求事件

口頭弁論終結日 令和6年4月25日

判 決

5

原告 P 1

同訴訟代理人弁護士 池辺 瞬

被告 P 2

10

同訴訟代理人弁護士 小林 健一

主 文

- 1 被告は、別紙侵害部分目録記載の表を全て削除しない限り、別紙書籍目録記載の書籍を発行し、販売し、又は頒布してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 本判決における略称

被告書籍	別紙「書籍目録」記載の書籍(甲6、乙7)
被告表	別紙「侵害部分目録」記載の表
原告表	別紙「著作物目録」記載の表(後記甲3論文案に掲載された「表2 実地指導者に対するアンケート調査」と題する表の一部)
甲1学会抄録	甲1記載の学会抄録

甲 1 表	甲 1 学会抄録に掲載された「表 1 実地指導者に対するアンケート調査」と題する表
甲 2 論文案	甲 2 記載の論文案
甲 3 論文案	甲 3 記載の論文案
甲 4 論文案	甲 4 記載の論文案
甲 5 論文	甲 5 記載の論文
甲 5 表	甲 5 論文に掲載された「表 1 臨床の O J T における指導者のコンピテンシーに対する表面妥当性と内容妥当性調査の結果」と題する表
甲 7 書籍	甲 7 (乙 4) 記載の書籍
甲 7 表	甲 7 書籍に掲載された「表 2 ●臨床の O J T における指導者のコンピテンシー」と題する表
乙 1 投稿規程	日本教育工学会の投稿規程 (乙 1)
乙 2 著作権規程	日本教育工学会編集委員会の著作権規程 (乙 2)

2 訴訟物

被告書籍の作成、発行等が原告表に係る原告の共有著作権（複製権又は翻案権）の侵害であることを前提とする、原告の被告に対する、著作権法（以下「法」という。） 112 条 1 項に基づく、被告表を掲載する被告書籍の発行等の差止請求

5 3 前提事実（争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実）

(1) 原告らによる論文案の作成等（甲 1 ないし 5、7、乙 4）

ア 原告は、令和元年 9 月 8 日開催の学会（日本教育工学会 2019 年秋季全国大会）の学会抄録として、P 3、P 4、P 5、P 6 と共に、「臨床看護師の実地指導者に関するコンピテンシーの開発」と題する甲 1 学会抄録を作成し、同抄録に甲 1 表（「実地指導者に対するアンケート調査」）を掲載した。（甲 1）

イ その後、原告は、P 3、P 4、P 5、P 6 と共に、甲 1 学会抄録を修正して甲 2 論文案を作成し、これを修正して甲 3 論文案を作成し、甲 3 論文案に

原告表を掲載した。さらに、原告らは、甲4論文の作成を経て甲5論文を完成させ、甲5論文に甲5表を掲載した。

甲5論文は、令和2年11月24日付け日本教育工学会論文誌として公表されたが、甲2論文、甲3論文及び甲4論文は、いずれも公表されなかった。

ウ 原告は、P6と共に、編著者として「OJTで使える！ 臨床での指導に必要な「教え方」のスキル13」と題する書籍（甲7書籍）を作成し、同書籍に甲7表を掲載した。

甲7書籍は、令和2年6月15日、日総研出版から発行された。

(2) 被告による被告書籍の作成等（甲6）

被告は、編著者として被告書籍を作成し、同書籍は、令和2年11月10日、株式会社メディカ出版から発行された。

同書籍に掲載された被告表の下部には「(文献17より引用)」との記載があり、「引用参考文献 17」が「P6ほか編著. OJTで使える！臨床での指導に必要な「教え方」のスキル13. 愛知, 日総研出版, 2020, 16」であるとの記載があった。

(3) 原告による警告等

原告は、令和5年1月11日付け文書により、被告に対し、被告による被告表の作成等が原告の共有著作権の侵害である旨を通知したが、被告はこれを争った（甲9）。

4 争点

(1) 被告は、原告表に依拠して被告表を作成したか（争点1・請求原因）

(2) 原告は、原告表の共有著作権を喪失したか（争点2・抗弁）

(3) 被告表の掲載は、法32条1項の引用として適法か（争点3・抗弁）

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1（被告は、原告表に依拠して被告表を作成したか）について

【原告の主張】

原告は、P 6らと共に、令和元年11月上旬に甲3論文案を作成した。P 6は、同月21日、被告に対し、原告表を含む甲3論文案の表に対する意見をメールで求め、同月27日、被告から添付データと共に意見の返信を受けた。このように、
5 被告は、被告書籍の発行前に原告表を知り、これに依拠して被告表を作成した。

【被告の主張】

否認し争う。

被告は、甲7表を引用して被告表を作成したのであり、原告表に依拠していない。そもそも、被告は、未公表の甲3論文案に掲載された原告表を目にすることはできなかつた。また、原告主張の求意見の際に見たデータは速やかに廃棄しており、被告書籍の作成時に保有していなかつた。なお、上記求意見に対する返信
10 メールに添付したデータ内の表（甲12）は、被告表と細部において異なっており、同一ではない。

2 争点2（原告は、原告表の共有著作権を喪失したか）について

15 **【被告の主張】**

甲5論文とその推敲過程にある甲3論文案の著作権は一体的に評価すべきである。

そうであるところ、日本教育工学会の論文誌に採録が決定された論文の著作権は、乙1投稿規程及び乙2著作権規程の定めによれば、当該学会の日本教育工学会の論文誌に採録が決定された論文は、採録決定時点で同学会に移転することとなり、このような権利移転は、乙2著作権規程の施行日（令和4年8月1日）より前でも同様の取扱いがされていた。そうすると、甲5論文の著作権は、日本教育工学会の論文誌への採録決定によって同学会に移転したので、これと一体的に
20 評価すべき甲3論文案の著作権も同学会に移転したといえる。したがって、原告は、甲3論文案に掲載された原告表の共有著作権を喪失した。

【原告の主張】

否認し争う。

3 争点3（被告表の掲載は、法32条1項の引用として適法か）について

【被告の主張】

被告書籍に原告表を掲載した行為は、法32条1項の引用に当たる。すなわち、
5 被告書籍は、医療機関内における看護師の実施する院内研修に関する内容の書籍
であるところ、被告による上記引用の目的は「院内研修を支える知識・スキル・
テクニック」として「院内研修で使えるノウハウとファシリテーションスキル」
の一つであるOJTの指導者の指針として参考にすべき事項を読者に示すこと
10 にある。このように、引用の目的は正当であり、その目的のために本文ではなく
一覧表の形式を掲載することは極めて有用である。また、被告書籍における引用
表示についてみると、被告書籍には、被告表の引用元として甲7書籍のみが指摘
され、同書籍が「引用、一部改変」の元と指摘する甲1学会抄録が指摘されてい
ないが、甲1学会抄録が発表された学会の参加者や同学会の販売する媒体の購入
者でなければ入手できないものであることや、甲7表とその「引用、一部改変」
15 元とされた甲1表が全く異なる内容であることからすれば、引用元として甲1論
文を指摘しない上記引用表示は、公正な慣行に反するものではない。以上のとお
り、被告による引用は、被告書籍の目的に沿った必要かつ最小限度の引用であり、
読者にも非常に有用であり、社会通念に照らして合理的な範囲内のものである。

【原告の主張】

20 被告表に対応する被告書籍の本文部分と被告表部分を比較すると、後者が前者
より明らかに量的にも質的にも主たる部分を構成している。また、被告書籍にお
いて、原告表の考え方を紹介するためには、当該考え方を本文に詳細に記載すれ
ば足り、原告表を引用する必要性及び有用性はない。さらに、原告表の引用部分
は、被告書籍と分離して供されることは容易であり、被告書籍の頒布によって、
25 原告表の共有著作権の利用を前提とする経済的利益獲得の機会が失われる。以上
によれば、被告による引用の方法及び態様は、社会通念上合理的な範囲にとどま

るものとはいえず、公正な慣行に合致したものともいえない。加えて、被告による引用表示は、被告書籍が引用元とする甲7書籍が引用等の元であると明示する甲1論文について一切指摘されていないから、出所明示義務違反がある。

したがって、被告の掲載行為は、法32条1項の引用に当たらない。

5 第4 判断

1 争点1（被告は、原告表に依拠して被告表を作成したか）について

(1) 被告による原告表の了知等について

証拠（甲11の1ないし3、甲12）及び弁論の全趣旨によれば、令和元年11月21日、P6が被告に対し、メールにより、教育工学研究（看護領域の
10 実地指導コンピテンシー開発）に関する専門家評価を求め、原告表を含む内容の調査票のデータを送信したこと、同月28日、被告がP6に対し、上記調査票に自己の評価コメントを記載したデータを添付したメールを返信したことが認められ、これによると、被告は、被告書籍の作成前に、原告表の内容を把握していたといえる。

15 そして、原告表と被告表との内容を比較すると、いずれも「領域」、「コンピテンシー」、「行動」又は「行動記述」の3項目から成り、「領域」及び「コンピテンシー」の各項目の内容は、表記が漢字（「関わる」）であるかひらがな（「か
20 かわる」など）であるかという相違点があるほかはすべて同一である。また、「行動」又は「行動記述」の項目の内容も、表記が漢字であるかひらがなであるかという点、表記が「相手」であるか「学習者」であるかという点、「学習者の学習方法の好みや意欲を把握する」及び「指導するにあたって、対象患者、看護師配置、時間、場所、物品等の条件を確認する」との点に取消線があるか
25 否かという点において相違するが、その余は「コンピテンシー」の項目との対応関係も含めてすべて同一である。

これらの事情に照らせば、被告は、原告表に依拠して被告表を作成したもの
というべきである。

(2) 被告の主張について

被告は、原告表ではなく甲 7 表に依拠して被告表を作成したと主張し、これに沿う供述をする。しかし、上記(1)のとおり、被告は、令和元年 1 1 月時点で、被告表とほぼ同一の内容である原告表を含む調査票のデータを受領し、これに初めて接しているのであるから、その後甲 7 書籍に接することがあったとしても、当初に接した原告表に依拠していないことにはならない（被告自身が原告表について自身が被験者になった過程があり思い入れがあると陳述することとも整合的である。）。被告の主張は採用できない。

2 争点 2（原告は、原告表の共有著作権を喪失したか）について

被告は、甲 3 論文案と甲 5 論文の各著作権が一体であることを前提に、甲 5 論文の著作権が日本教育工学会に移転したことをもって、原告が甲 3 論文案の共有著作権を喪失したと主張する。しかしながら、甲 3 論文案と甲 5 論文は、論文の草稿と完成した論文との関係にあるが別個の著作物と解すべきであるから、被告の上記主張は前提を欠く。

したがって、原告が、原告表の共有著作権を喪失したとは認められない。

3 争点 3（被告表の掲載は、法 3 2 条 1 項の引用として適法か）について

(1) 上記 1 によれば、被告は、原告表に依拠してこれを引用して被告表を作成したと認められるところ、前記前提事実のとおり、甲 3 論文案は公表されていないから、原告表は、法 3 2 条 1 項にいう「公表された著作物」ではない。

したがって、そもそも、被告による原告表の掲載は、同条の要件を欠くものであって、被告の主張は失当である。

(2) この点を措いても、被告は、被告表の引用元として、被告書籍中に「(文献 1 7 より引用)」と記載し、「引用参考文献 1 7」が「P 6 ほか編著. O J T で使える！臨床での指導に必要な「教え方」のスキル 1 3. 愛知, 日総研出版, 2 0 2 0, 1 6」(甲 7 書籍)であると記載しているが、被告表に対応する甲 7 表の「引用, 一部改変」元として甲 7 書籍に記載のある甲 1 学会抄録を被告表

の引用元には挙げていない。このような引用元の表示は、著作物の出所を的確に表示するものとはいえず、公正な慣行に合致するものとはいえないから、法32条1項の「引用」として適法とはいえない。

この点、被告は、甲1表と甲7表の内容が相違することや、甲1学会抄録の入手が困難であることなどから、甲1学会抄録を被告表の引用元として記載しないことが正当である旨主張し、これに沿う供述をするが、独自の見解であり、採用できない。

4 まとめ

以上によれば、被告による被告表の作成等は、原告の原告表に係る共有著作権を侵害するものと認められ、本件提訴前の事情（前記前提事実(3)）や本件訴訟経過における被告の応訴態度等に照らせば、被告表を掲載した被告書籍の作成等の差止めの必要性がある。

第5 結論

以上の次第で、原告の請求には理由がある。

大阪地方裁判所第26民事部

裁判長裁判官

松 阿 彌 隆

裁判官

島 田 美 喜 子

裁判官

西 尾 太 一

(別紙)

書籍目録

5	題号	効果的・効率的・魅力的な教育・研修を企画・運営できるようになる！院内研修パーフェクトBOOK
	著作者名	被告
	発行所名	株式会社メディカ出版
	発行年月日	令和2年11月10日

10

(別紙)

侵害部分目録

「表9 臨床のOJTにおける指導者のコンピテンシー」(被告書籍43頁)

5

領域	コンピテンシー	行動		
指導者としての基礎盤	対人関係が円滑となる	積極的に学習者の話を傾聴する		
	ようなコミュニケーションを行う	学習者の伝えようとしている内容からその真意を理解しようと努める		
		丁寧な言葉を用いて明確にメッセージを学習者に伝える		
		良好な信頼関係を築く	指導者の価値観を押しつけずに学習者の多様な価値観を認める	
	と		仕事に対する真摯な姿勢を示す	
			自発的に関係性を構築するために学習者に興味関心を寄せる	
			感情を適切にコントロールしかかわる	
			指導観をもってかかわる	指導する上で大切にしていることの記述や表現ができる
	の		学習者中心に指導をとらえる	
			指導者に必要となる能力の開発・維持・向上に取り組む	学習者を観察し適切なレディネスの理解に努める
			教育分野の変化や動向を察知する	
			指導分野の知識やスキルを常に磨いている	
	基盤		自分の指導を振り返る	
学習目標を確認する			指導する項目内容の学習目標を確認する	
学習者や学習環境の分析や確認を行う			学習者の学習進捗状況を確認する	
			学習者の学習方法の好みや意欲を把握する	
	指導するにあたって、対象患者、看護師配置、時間、場所、物品などの条件を確認する			
計画				

と 準 備	指導内容の確認を行う	指導する具体的な内容を確認する	
		指導内容の順序立てを行う	
	指導方法を組み立てる	学習内容に必要となる情報を提示できるように準備する	
		学習成果や学習者の状態に応じた効果的な指導方法を検討する	
評価方法を確認する			
指 導 実 践	コーチングスキルに基づいた指導を行う	学習者の自己表現をサポートできるように積極的傾聴を行う	
		学習者と共に学習目標を決定することができる	
		学習者の失敗が患者に影響しそうな場面では指導者がフォローする	
		目標とするパフォーマンスとのずれを具体的に指導する	
		状況に応じて指導方法を適宜変更し指導を行う	
	学習が円滑に進むようファシリテートする	学習者が集中して学べるように働きかける	
		安全な場づくりのために質問や相談をしやすい状況をつくる	
		学習者の思考を促進するような質問を投げかける	
	リフレクション支援を行う	印象に残ったことや気になったこと、指導されたことを表出させる	
		学習者に経験したことの評価、分析の支援を行い、自ら学びや課題を見いだせるようにかかわる	
		課題解決や学んだことを次に活かすためのアドバイスを行う	
		課題解決のために学習内容を適用する機会をつくる	
	評 価	学習者の目標到達度を評価し共有する	学習者を客観的に評価するためにツールを使う
			学習者の進捗状況を引き継ぐ
		実施した指導を評価する	学習者の学習到達度の結果を踏まえ、自己の指導の評価を行う
			次の指導につなげるためのリフレクションを行う

(別紙)

著作物目録

領域	コンピテンシー	行動記述
指導者としての基盤	対人関係が円滑となるようなコミュニケーションを行う	積極的に相手の話を傾聴する
		相手の伝えようとしている内容からその真意を理解しようと努める
		丁寧な言葉を用いて明確にメッセージを相手に伝える
	良好な信頼関係を築く	指導者の価値観を押しつけずに学習者の多様な価値観を認める
		仕事に対する真摯な姿勢を示す
		自発的に関係性を構築するために相手に興味関心を寄せる
		感情を適切にコントロールし関わる
	指導観をもって関わる	指導するうえで大切にしていることの記述や表現ができる
		学習者中心に指導を捉える
	教育者に必要となる能力の開発・維持・向上に取り組む	学習者を観察し適切なレディネスの理解に努める
		教育分野の変化や動向を察知する
		専門職者としての役割を發揮できる
		指導分野の知識やスキルを常に磨いている
		自分の指導を振り返ることができる
	指導計画と準備	学習目標を確認する
対象者や学習環境の分析や確認を行う		学習者の学習進捗状況を確認する
		学習者の学習方法の好みや意欲を把握する
		指導するにあたって、対象患者、看護師配置、時間、場所、物品等の条件を確認する

	指導内容の確認	指導する具体的な内容を確認する
	を行う	指導内容の順序立てをおこなう
	指導方法を組み	学習内容に必要な情報を提示できるように準備する
	立てる	学習成果や学習者の状態に応じた効果的な指導方法を検討する
		評価方法を確認する
指導実践	コーチングスキル	学習者の自己表現をサポートできるように積極的傾聴をおこなう
	に基づいた指導	学習者と共に学習目標を決定することができる
	を行う	学習者の失敗が患者に影響しそうな場面では指導者がフォローする
		目標とするパフォーマンスとのズレを具体的にかつタイムリーに指摘する
		状況に応じて指導方法を適宜変更し指導を行う
	学習が円滑に進	学習者が、集中して学べるように働きかける
	むようファシリテ	安全な場づくりのために質問や相談をしやすい状況を作る
	ートする	学習者の思考を促進するような質問を投げかける
	リフレクション支	印象に残ったことや気になったこと、指導されたことを表出させる
	援を行う	学習者に経験したことの評価、分析の支援を行い、自ら学びや課題を見出せるように関わる
		課題解決や学んだことを次に活かすためのアドバイスを行う
		課題解決のために学習内容を適用する機会を作る
評価	学習者の目標到達度を評価し共有する	学習者を客観的に評価するためにツールを使う
		学習者の進捗状況を引き継ぐ
	実施した指導を評価する	対象者の学習到達度の結果を踏まえ、自己の指導の評価を行う
		次の指導に繋げるためのリフレクションを行う